

はるかのひまわり絆プロジェクト 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当会は、はるかのひまわり絆プロジェクトと称する。

(主たる事務所)

第2条 当会は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

(目的)

第3条 当会は、心豊かな地域社会を創造することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) はるかのひまわりの種の配布事業
- (2) 配布地域の取組み事例の記録と公開
- (3) 配布地域の取組み支援事業
- (4) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当会の公告は、当会のホームページに掲示する方法により行う。

第2章 会員

(入会)

第5条 当会の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

- 2 会員となるには、当会所定の様式による申込みをし、代表者の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 会員は、当会の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 会員は、会員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第7条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当会に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当会の会員が、当会の名誉を毀損し、若しくは当会の目的に反する行為をし、又は会員の義務に違反するなど 除名すべき正当な事由があるときは、会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総会員の同意があったとき。

第3章 会員総会

(開催)

第10条 定時会員総会は、毎年5月に開催し、臨時会員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 会員総会は、役員の過半数の決定に基づき代表が招集する。

2 会員総会の招集通知は、会日より1週間前までに会員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 会員総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第13条 会員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 会員総会の議長は、代表がこれに当たる。代表に事故があるときは、当該会員総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条 会員総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した役員がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当会に、次の役員を置く。

(1)代表 1名

(2)副代表 1名以上2名以内

(選任)

第17条 代表及び副代表は、会員総会の決議によって会員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。

(任期)

第18条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した役員はの補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(役員の職務及び権限)

第19条 役員は、この定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表は、当会を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第20条 役員は、会員総会の決議によって解任することができる。

ただし、代表の解任の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第21条 役員の報酬、その他の職務執行の対価として当会から受ける財産上の利益は、会員総会の決議によって定める。

第5章 計算

(事業年度)

第22条 当会の事業年度は、毎年4月1日から（翌年）3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第23条 当会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表が作成し、直近の会員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第24条 当会の最初の事業年度は、当会成立の日から平成21年5月31日までとする。

(設立時会員)

第25条 設立時会員の氏名及び住所は、次のとおりである。

往 所 兵庫県神戸市北区星和台1丁目3番14号

設立時会員 松島 俊哉

往 所 兵庫県神戸市中央区山本通2丁目13-16

設立時会員 石野 靖弘

(法令の準拠)

以上、はるかのみまわり絆プロジェクト設立のためこの定款を作成し、設立時代表が次に記名押印する。

平成23年4月1日

兵庫県神戸市北区星和台1丁目3番14号

はるかのみまわり絆プロジェクト

松島 俊哉